

計画の策定にあたって



■計画策定の趣旨

伊賀市では、2015(平成 27)年度に「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を基本理念に掲げ、幼稚園や保育所(園)、認定こども園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどのさまざまな子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。

今後は、幼児教育の無償化、働き方改革など、子育て家庭の暮らしのあり方が多様化し、また、 社会全体として対策を図るべき子どもをとりまく貧困や虐待など、すべての子どもとその家庭 が安心し、子育てすることができる環境づくりを推進する必要があります。

そこで、本市においては、第1期計画を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施 主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第2期伊賀市子ども・子育て支援 事業計画」を策定し、さらなる子育で環境の整備を図ることをめざします。

■計画の性格・位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため策定するものであり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

また、この計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「伊賀市総合計画」や地域福祉の 方針を定める「伊賀市地域福祉計画」を、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画 であり、その他「伊賀市障がい者福祉計画」など関連する分野別計画との調和と整合性を図り 策定します。

さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定します。

■計画の期間

この計画は、5か年を1期とするものであり、今期の計画は2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までを計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点である 2022 (令和 4) 年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

計画の基本的な考え方

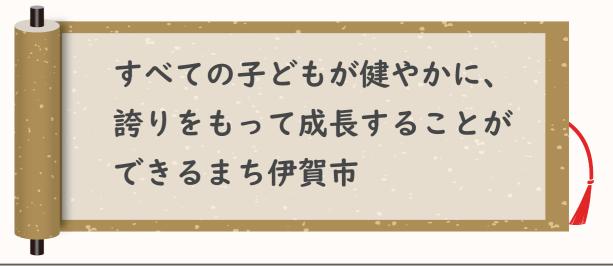


■計画の基本理念

将来を担う子どもは「伊賀の宝」、社会の希望であり、伊賀市の未来をつくる力となります。 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつなが ることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

子ども一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て家庭が安心して 子育てができる環境を整えること、また、子どもを産みたい、育てたいと思える社会インフラ 環境や、サポート体制を確立させていくことにより、子どもの笑顔があふれる活気ある地域づ くりをめざしていくことが重要だと考えます。

このことから、伊賀市にある歴史的資源、文化的資源、山林・河川等の自然環境や地域社会 との関係のもとで、「子どもの最善の利益」が実現され、また、何よりも子どもの人権が尊重 され、すべての子どもの育ち(発達)が保障される地域社会をめざし、第1期計画同様、次の 基本理念を掲げます。



■計画の基本目標と施策の体系

基本目標

■詳しくは4ページへ

地域における子育で支援事業の充実

- ・地域の中での雰囲気づくり・体制づくりを強化します
- ・交流を行う機会や場を提供し、正しい情報を提供できる 体制・ネットワークを強化します
- ・すべての子育て家庭に質の高い保育・教育を総合的に提供 し、さまざまなニーズに対応した支援サービスを提供します
- ・特に支援が必要な家庭に対して、適切な支援を提供します

基本施策

- 1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 1-2 児童の放課後の過ごし方への支援
- 1-3 地域における多様な子育て支援の充実
- 1-4 子育て家庭への経済的負担の軽減

基本目標

■詳しくは5ページへ

安心して子どもを生み育てられる 子育て支援の体制づくり

- ・妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行います
- ・保護者の子育てに関する学びや気軽に相談できる機会や場を 提供します
- ・安心できる小児救急医療体制の充実を図ります

基本施策

- -1 母性並びに乳児及び幼児の 健康の保持及び増進
- 2-2 小児救急医療体制の充実
- 2-3 子育ての相談・支援体制の充実
- 2-4 家庭や地域の教育力の向上

基本目標 3

■詳しくは6・7ページへ

子どもの健全育成を推進するための 体制づくり

- ・地域が連携した子どもの健全育成の取り組みを支援します
- ・児童虐待や子どもをとりまく貧困への対応など、子どもに 関するさまざまな課題へ対応し、すべての子どもの安全確保 と健全育成のための環境づくりを促進します
- ・非行防止のための取り組みを進めます
- ・交流の機会を提供します

基本施策

- 3-1 子どもの人権擁護の推進
- 3-2 要支援児童への対応など きめ細かな取り組みの推進
- 3-3 子育て交流の推進
- 3-4 子どもが健やかに成長する環境づくり
- 3-5 子どもをとりまく貧困対策の推進

基本目標 4

■詳しくは7ページへ

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進

・仕事と家庭生活の調和が取れるよう取り組みを進めます

基本施策

4-1 職業生活と家庭生活との両立支援

目標実現のための施策



基本目標1 地域における子育て支援事業の充実

1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供

① 保育サービスの充実

保育サービスの量・質両面での充実を図るため、量の確保と質の向上を図るとともに、保育内容や 保育環境の整備、保育人材の確保を進めます。

また、中規模園(110人以上)を基本とした統合・民営化による保育所(園)の再編整備を進めます。

② 学童期への円滑な接続

保育所(園)・幼稚園・認定こども園から小学校へのスムーズな接続を図るため、両者の連携・連絡を密にするとともに、児童同士の交流機会を確保します。

1-2 児童の放課後の過ごし方への支援

① 放課後児童の健全育成の充実

すべての就学児童に放課後を安心・安全に過ごせる居場所を提供し、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組みます。

1-3 地域における多様な子育て支援の充実

① 子育て支援サービスの充実

保護者等の就労の有無にかかわらず、子育てしている家庭の悩みの解消や、急なできごとに対する 預かりの場の確保など、さまざまなニーズに対応した支援サービスを提供します。

1-4 子育て家庭への経済的負担の軽減

① 幼児教育・保育の無償化、手当・医療費の助成

安心して子育てができるよう、引き続き、市の独自施策である第3子以降保育料無償化や医療費助成を実施し、利用者負担の軽減や子育て家庭の経済的負担軽減に努めます。









基本目標2 安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり

2-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進

1 母子保健制度の充実

妊娠・出産期から新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、各種健康診査や相談 指導など、一貫したきめ細かな母子保健サービスの充実に努めます。

また、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・出産・育児についてきめ細やかな聴き取りを行い、 必要な支援や情報提供を行うことで、妊産婦の不安解消に努めます。

② からだそだて・食育の推進

保育所(園)・幼稚園・認定こども園において、子どもの身体感覚を高めるための保育内容を、日々の活動のなかに取り入れるよう努めます。

また、妊産婦に対する食事指導の充実に努めるとともに、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食」に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。

2-2 小児救急医療体制の充実

① 小児救急医療体制の充実

地域医療機関との連携を図り、身近な地域における小児医療の充実に努めます。

2-3 子育ての相談・支援体制の充実

① 子育ての相談・支援体制の充実

相談等に関する情報提供を充実させるとともに、さまざまな悩みに対し、身近なところで、多様な方法による相談が受けられるよう体制を維持し、各関係機関が情報共有するなかで支援に努めます。

2-4 家庭や地域の教育力の向上

① 子どもの活動機会の充実

子どもたちが、社会とのかかわりのなかで、さまざまな活動を通じて健やかに育ち、豊かな人間性 が育まれるよう、活動の場づくりを進めます。

② 保護者の学びへの支援

保護者がゆとりと生きがいを持って、楽しみながら子育てできるよう、子育てに関する情報や知識 を提供する機会を充実させるとともに、意欲を高める取り組みを進めます。

基本目標3 子どもの健全育成を推進するための体制づくり

3-1 子どもの人権擁護の推進

① 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

児童虐待を未然に防止するため、要保護児童及びDV対策地域協議会が中心となったさまざまな取り組みを進めるとともに、子育てに悩みを抱えた保護者などが気軽に相談できるよう相談体制の強化に努め、子ども家庭総合支援拠点としての機能の充実に取り組みます。また、虐待が発見された場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と密に連携し取り組みます。

3-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

① 支援を要する子どもへの取り組み

障がいの有無によって差別されることなく、誰もが等しく乳幼児の教育・保育を受けることができるよう、乳幼児期の早いうちから見守りや成長する機会を保障することが重要です。そのためにも保育所(園)、幼稚園、認定こども園、こども発達支援センター、児童発達支援センター等の専門機関が連携を強化し、身近な地域で個別の専門的な療育を早期から受けられるよう支援体制を強化します。また、医療的ケアの必要な児童についても、市内医療機関や訪問看護事業所等の関係機関と連携し、住み慣れた地域で暮らしていけるよう体制の整備を進めます。

② ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭への支援を国の法制度に基づき実施すると同時に、自立を促進するため、生活・就業 支援を行います。

③ 外国につながりのある子どもと家庭への支援

増加傾向にある外国につながりのある子どもに日本語指導等の支援を行うことにより、保育所 (園)、幼稚園、小学校、中学校において、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努め るほか、学力保障、進路保障のための支援を行います。

3-3 子育て交流の推進

① 子育てネットワークづくり

地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援し、正しい情報を提供できる体制・ネットワーク を強化します。

3-4 子どもが健やかに成長する環境づくり

① 非行防止の推進

青少年センターによる補導活動の充実を図り、地域社会全体で青少年の健やかな育成に努めます。

② 子どもの活動支援

地域住民の協力のもと、地域を主体とした伝統芸能・文化活動やスポーツ活動、各種体験活動、地域間交流活動を推進します。また、子どもたちが放課後や休日に安心して遊んだり活動したりできるよう、安心して遊べる屋内外の居場所づくりを進めます。

3-5 子どもをとりまく貧困対策の推進(新規)

① 教育の支援

貧困の状況にある子どもと保護者に対し、教科の学習や生活習慣の改善などの支援を行います。

② 生活の支援

貧困の状況にある子どもと保護者に対し、生活に関する相談や支援を行います。

③ 保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭に対する「3-2-②ひとり親家庭への自立支援の推進」の就労支援等の事業に加え、 貧困の状況にある子どもの保護者に対し、職業相談を通じた求人情報の提供や職業訓練への誘導な ど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

4 経済的支援

「1-4 子育て家庭への経済的負担の軽減」による各種の手当等の支給や助成に加え、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

基本目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

4-1 職業生活と家庭生活との両立支援

① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女ともに働き方の見直しを含めた啓発活動を継続するともに、仕事と子育ての両立を図るための各種制度の普及に努めます。

② 子育てしやすい就労環境の整備

仕事を持つ保護者ができる限り長い時間、子育てにかかわれるよう、企業等に対し、就労条件等の 改善を働きかけます。

③ 男女共同参画による子育ての推進

男女共同参画の重要性についての理解を広め、男性の育児参画の意識を高める学習機会を提供します。

第2期 伊賀市 子ども・子育て支援事業計画【概要版】 2020(令和2)年2月発行

編集・発行 伊賀市健康福祉部こども未来課 〒 518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地 TEL 0595-22-9654 FAX 0595-22-9646